

資料

最近各國の強制家族手當制度

の概観(追補)

本多龍雄

各國強制家族手當の實施狀況

各國強制家族手當制度の最近に於ける實施狀況を受益家族數、同子女數、及び支給手當額より見ると次の如くであるが、極めて最近に制度の改正擴充を行ひたるものについては固よりその正確なる數字を猶ほ示し難い。ただ改正事情を斟酌の上現在の大勢を付度する手がかりとして掲げておくこととする。

國名	年次	受益家族數	同子女數	支給手當年額
ベルギー	一九三〇年の法律	五六,七三三	一〇四,九七七	五三三,三三三フラン
	一九三七年の法律	一三〇,一〇〇	二六〇,九三三	一,三二六,〇〇〇
	〔備考〕一九三〇年の法律は工、商、農及その他の企業の本賃金所得者及び自由職業の被傭者を含み、一九三七年の法律は獨立の職人、農夫、商人、雇主等の非給料所得者を包括す。			
佛蘭西	一九三八年	一,六七,〇〇〇	二,六六,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇,〇〇〇フラン

最近各國の強制家族手當制度の概観(追補)

〔備考〕一九三九年立法の『家族法典』により昨四〇年以降全國民的規模に擴充せられたること既述の如し。但し第一子への手當支給は廢止の上、第一子出生に對する賞與金一交付の制度と變る。

伊太利

業種	一九三九年	〔被包括人員概數〕
工業	三,〇〇〇,〇〇〇	五九,一〇〇,五〇〇
商業	三,〇〇〇,〇〇〇	五,五〇〇,〇〇〇
農業	〔 ？ 〕	三,二〇〇,〇〇〇
銀行及保險業	〔 七〇,〇〇〇 〕	四〇〇,〇〇〇

〔備考〕一九三四年十二月十五日以降一九三九年末迄の手當支給金額は約二十五億リラとなる。尚、右一九三九年度には妻及び兩親に對する手當支給なく、一九四〇年には右妻及び兩親への手當支給制度の制定、その他特に農業部門に於ける擴充の結果支給手當年額約十億リラに及ぶと推定せらる。

獨逸 〔一九四一年〕 二,〇〇〇,〇〇〇 五,〇〇〇,〇〇〇 六〇〇,〇〇〇,〇〇〇 マルク

〔備考〕新改正「兒童扶助金」制度の該當範圍概算數なり。

國名	年次	受益家族數	同子女數	支給手當年額
スペイン	〔一九四一年〕 二月現在	五九,八八五	—	—
ハンガリー	一九三九年	三五,〇〇〇	三五,八二六	一四〇,〇〇〇,〇〇〇
チリ	一九三七年	一六,三三五	四一,三六七	半ケ年 五,一八八,八八三
ニュー・サウス・ウェールズ	一九三六年	—	三〇,九三三	一,五九五,八八三
ニュージーランド	一九三八年	六八,三三三	一八,五三六	一〇三,四〇一

〔備考〕本表は O. Hoffner: Recent Developments in Compulsory Systems of Family Allowances (International Labour Review No. 4, 1940) 中所載のものを基とし、伊太利、獨逸及びスペインについての別途資料によつた。伊太利については Renato Turchi: Familienzuschüsse in Italien, Soziale Praxis 4, Heft 1941 によつたが、兩者所載の對應數字に相等の相異のあるのは此の種統計の國際的精度に相等の困難あるを思はしめる。

官公吏その他に對する家族手当制度

強制家族手当制度といへば法律により一般國民に對し強制せらるる制度をいひ、平準金庫の制度によりその經費を調達運用するものを指すを通例とするが、官廳その他特殊の半官的公共團體等自由競争の制約を受けざるものに於ては家族手当制度の施行は極めて容易であり、事實また本制度の發達は各國とも概ねかかる官公吏等に於ける先例にその發端をもつといつてよい。フランスに於ては既に前世紀末から大戰前にかけて既に二、三の地方公共團體や鐵道會社等にその例を見、ベルギーに於ても一九一〇年郵便局職員に對して實施せられたのを同國家族手当制度その後の發展への最初の動因としてゐる。前大戰中には物價騰貴の現實的必要から各國とも家族手当を支給せざるはないといつてもよく、戦後も私經營に於ける本制度の廢止傾向にも拘らず官公吏等に於てはその特殊の事情により續いて施行せられてゐるのを普通とし、支給手当率も一般より有利なるを通例とするやうである。

その一例として獨逸の最近改正までの官公吏に對する兒童手当率を見ると次の如くで、一般の兒童扶助金と對照して極めて厚薄のあるのが認められよう。(年齢規定は滿十六歳未滿、學習中の場合等は滿二十四歳未滿)

第一子	月 一〇〇マルク	月 一〇〇マルク	各子月 二二〇マルク
第二子	〃 二〇〇	〃 二〇〇	各子月 二二〇マルク
第三子	〃 二二五	〃 二二五	
第四子	〃 二二五	〃 二二五	
第五子	〃 三〇〇	〃 三〇〇	(以下同之)

一九二七年一月一日
一九四〇年一月一日
二月一六日
二月二九日の改
給法第十四條 正法律
正法律
正法律

右表中特に一九二七年の手當率につきグラスは其の俸給額に對する百分比を算出してゐるが、興味ある數字として參考の爲再録することとする。
(Class, Struggle for Population, 1936)

	最低收入者群	中等收入者群	最高收入者群
一 子	六・二%	三・六%	一・一%
二 子	一八・五%	一〇・七%	三・六%
三 子	三四・〇%	一九・六%	六・六%
四 子	四九・四%	二八・六%	九・七%
五 子	六八・〇%	三九・三%	一三・三%
六 子	八六・四%	五〇・〇%	一六・九%

(備考) 陸海軍に於ける最高收入(年俸一八、九六〇マルク)に對しては(一子)〇・六(二子)一・九(三子)三・五(四子)五・一(五子)七・〇(六子)八・九%となる。

一昨四〇年の改正は手當率の累進強化をなす外、該當子女が生長して右該當資格を喪ふも子女順位を繰り上ぐることなく單に右表中の手當最低率を落してゆくようにする等人口政策的改善の跡特に顯著なるものがあつたが、今四一年初めの均一率への改正が同じく今年初頭以降實施せらるることとなつた兒童扶助金制度の全國民的擴充と歩調を合せたものであるは前號關説の如くである。兒童扶助金と併給の結果は概ね第三子前後に於て月三〇マルクの累進をみるることとなる。

反之、官公吏の家族手当を一般國民に對する手當と全く均等化して不平等の非難を排除しようとして試みてゐるのは前號にも關説の如くフランスの新『家族法典』の試みで、既得權は侵害せらるることはないが、原則的には完全な平等化の好例として面白い。獨逸に於ても最近の兒童扶助金制度の全國民的擴充に伴ひ、右官公吏の家族手当をその他の私經營の重複手当と合せ

て今後如何に處置すべきやについては種々の論議が行はれてをり、將來完全に全國民的な均一組織に一元化せられるのではないかと忖度せしめるものがある。

公職員に對する家族手当制度中特異の例を爲すものは一九二〇年以降施行を見てゐる瀋洲の政府職員に對する家族手当制度で、之は職員自身の薪金によつて運用されてをり、その點一般の強制家族手当制度の起源としてもよいものである。手当率は十四歳以下の子女一子に付最高週五シリングで、右手當は収入と合せて年收五〇〇磅を超ゆべからずとの制限がある。該當者中の最高收入者につき手当の收入に對する百分比を表示すると次の如くとなる。

家族手当を差引きたる收入	家族手当	百分比
一 子	四八七	一三
二 子	四七四	二六
三 子	四六一	三九
四 子	四四八	五二

(備考) 同じく上掲グラスによる。

各國の官公吏家族手当制度中特に異色のあるのはブルガリアの獨身者に對する減俸制度で、同國では一九二三年一般的な俸給引上げの結果從來の家族手当を廢止した結果、之に代へて爾後獨身者は同等級の有配偶者の俸給より一〇%だけ低額の俸給を支給せられることになつた。又、減俸ではないが配偶の有無により給與を手加減する例には丁抹を擧げることができ。同國にも家族手当なるものはないが、基本俸給に計算せられる生計費手当は次の如き割合で家族關係を斟酌されてゐる。但し子女數による差別はない。

最近各國の強制家族手当制度の概観(追補)

有配偶男子

全額

獨身男子

四十歳以上
四十歳未満

三分の二
三分の一

(備考) 有配偶男子には既婚男子の外、死離別せる男女子にして獨立生計をなす者、又は十八歳以下の子女を養育する獨身者を含む。

同じく丁抹のコペンハーゲン市でも左表の如き同趣旨の制度があり、この種俸給制度は丁抹獨有のものといふこともできよう。

コペンハーゲン市吏員俸給に於て基本俸給に計算せらるる生計費及び家族手当の家族關係別比率

有配偶者	四
無配偶者(二五歳以上)	二
無配偶者(二五歳未満)	一・五

(備考) 右二表とも同じく上掲グラスによる。

其の他瑞典で一律の兒童手当を支給する外、住宅手当を配偶の有無によつて差別してゐる等も同趣旨の一例としよう。

稿 後 餘 談

最後に家族手当制度の細則につき興味ある問題を二、三書きたすこととする。

(イ) 被扶養者の範圍

受益者たる爲の要件が扶養すべき子女の一定數をもつことにあるのは一般の通則であるが、右該當子女には各國とも公生子孫の外、繼子女、養子女、及びそれらの子孫を含めるを通例とし、更に弟妹又は一般に養育子女をも含む場合があり、私生子女をも其の認知その他を條件として含める例も多い。私生子女への配慮が現在の西洋諸國で特に切實な問題であること

は説明を要すまい。特に獨逸にこの種配慮の行き届いてゐるのも前大戰及びその後の社會事情を如實に物語るものとしてよい。

子女の年齢規定は義務教育修了年齢(一四歳)を以て最高限とし、學業繼續等の場合に之を多少延長するを通例としてゐるが、一、二の例外はあり、獨逸の新改正の兒童扶助金制度に於ける二十一歳は特別の異例とするに足りよう。

受益者たるべき要件としての被扶養者の範圍を右子女以外に更に妻及び兩親にも及びしてゐるのは最近改正になる伊太利の現行制度で、その點チリーの制度も亦同じい。

(ロ) 手當支拂及び清算方法

新改正の獨逸の兒童扶助金制度がその規模の擴充に伴ひ扶助金の交付に振替貯金を利用するに到つたことは前號所載の如くであるが、家族手當の支給に郵便局を利用することは屢々、その例を見るところで、フランスでも金庫は郵便局を利用するのを通例としてゐるらしい。フランスの制度では法制上原則的には父親に支給さるべきものであるが、實際には母親宛に支給するを通例とし、子供の爲の手當がアルコール購入費等に悪用されるのを防いでゐる。郵便局利用の他の一理由はここにもあるといへよう。また伊太利の如く適用範圍を被傭者に限つてゐるものに於ては雇傭主が給料支拂と同時に支給するのが例であるが、この場合に於いても雇傭主と平準金庫との間の過不足清算にはやはり郵便局が利用されてをり、振替貯金制度は家族手當と極めて關係の深い因縁をもつてゐるといつてよい。

(ハ) 手當額の均一制と差別制

支給される手當額の全國民に均一なのは新改正の獨逸の兒童扶助金制度をその代表的例證とするが、反之、職能別に且つまた勞働者與其他の使用

人との別により支給手當額を極めて多様に差別してゐるのは伊太利で、賃金政策たることを主眼とするイタリー家族手當制度の本質を遺憾なく示してゐる。

右に對し特に手當額を地域別に差別してゐるのはフランスで、各縣別、並に都市及び農村別に決定せられる平均給料の如何により手當額は地域的の相異をもつこととなり、生活水準の地方的變化に順應せしむることをその特色としてゐる。反之、全國民的均一支給の制度は明日の國家を受け繼ぐものに對する國家の平等な關心を立て前としてゐるともいつてよく、人口政策としてのイデオロギー的前提は之に於て特に明瞭だともいへよう。且つまた農村人口に對する受益度の累加こそ取りもなほさず現下の人口政策が同時に配慮しなければならぬ緊喫の問題に外ならぬともいへる。尤も現行各國の家族手當制度による國民所得の再配分はかかる支給手當額の均一制乃至差別制の可否を問題とせねばならないほどの大きな割合を占めてゐないことは事實である。

(ニ) 平準金庫の二種、職能別と地域別

家族手當制度を全國民的な規模にまで強制する場合に之に伴ふ平準金庫の組織を職能別とするか地域別とするかについては多少の利害得失が考へられる。私的發達をとげて來た金庫制度をそのまま法律的に確認した一九三二年のフランスでは兩種金庫を同時に認めてをり、地域別の金庫については當該金庫へ加入せる雇傭主少くとも百人、被傭者は各地方別に所定の一定數(セーヌ縣の四萬人を最高とし、最低は勞働者數四萬以下の地方に於ける右勞働者數の二五%)を超ゆる場合、また産業別の金庫に於ては少くとも雇傭主二十人(又は二十人以下の時は當該地方の雇傭主全部)、被傭者は當該産業の勞働者の五〇%(但し最小三千人)を包括する場合に之を公

認するといふ方法をとつてゐる。事情はベルギーに於ても同様だが、かかる歴史的沿革を離れて兩種制度の特長を純理論的に考へてみると、職能別金庫は同業者間の競争による大家族扶養者忌避の弊害排除といふ平準金庫制度本来の發生理由に最も適切であり、反之、地域別金庫は産業別乃至業種別の利潤率の差等を清算し、また繊維工業の如き女子労働を主とする産業をも統合することにより（女子労働については雇主の釀金率を割引するを通例とするにもせよ）金庫の財政を有利にするといふ特長もある。又、單なる負擔調整といふ實利の外に異種産業者間の國民的な連帶觀念の養成にも役立つといふ思想的理由も考へられる。但しこの種の各種産業間の利害調整や國民的連帶觀念の養成は平準金庫組織の細胞たる個々の金庫の形態に於て實現しなくとも、大きく全國的な清算組織として可能なわけで、農業その他特殊の事情にある業者への國家的補助制度により之を行ふこともでき、或は何處までも平準金庫組織を徹底するといふ意味では中央金庫の制定により之を行ふこともできるわけである。原則的には職能別組織によるのが現在各國の趨勢と見てよいと思ふ。

(ホ) 中央金庫の問題

右中央金庫の效用については勿論多少の異論もあり、理論上は極めて完全だが實際には多少の行き過ぎた一元化であるとする場合もないことはない。ただ現在の家族手當金庫は各國とも本来の手當支給の外にその餘剰金を以て保健及び醫療救護の諸施設を行ふを通例としてゐるので、この種厚生施設の大規模な施行中樞機關として特に中央金庫の效用を考へられないことはないが、待望される程度の厚生施設が家族手當の平準金庫制度の範圍内で果して可能であるか如何かは問題とならう。

そつといふ點からも特に興味を惹くのは獨逸に於ける「ライヒ家族金庫」制

最近各國の強制家族手當制度の概観(追補)

定の計畫で、その具體的な内容については猶ほ公式決定を見ないが、單に家族手當(即ち兒童扶助金)のみならず廣く人口政策的諸施設の金融上の中樞機關たらしむることを目的としてゐるものようである。ブルグドエルフナーの個人的試案として發表せらるる所を見ても、萬全の人口政策的配慮を加へた人口政策税とも稱すべきものを制定して國民の全所得に課税しその収入を全部この金庫に繰入れることとし、在來の所得税はかかる課税後の所得殘額に對して初めて賦課せられることにする。そして家族金庫は全國民所得再配分の中樞機關として、その全収入を擧げて萬般の人口政策的諸施設に流用することになるといふ。これは勿論個人的な試案に過ぎないが、ブルグドエルフナーの現在獨逸に於ける地位から見て大體その將來の姿を髣髴せしむるに足るものとしてよいかと思ふ。家族負擔均衡方策としてフランス型の家族手當制度と好對照を爲す獨逸式方式は、茲に於て更に廣く人口政策の國家的體系化としていよいよその特色を明かにして行くといふこともできようと思ふ。

人口政策確立案綱

(昭和一六・一三三)
閣議決定

(埋め草)

第四、人口増加の方策

一、出生増加の方策

(ト) 扶養家族多き者の負擔を輕減すると共に獨身者の負擔を加重する等租稅政策に就き人口政策との關係を考慮すること

(チ) 家族の醫療費、教育費其の他の扶養費の負擔輕減を目的とする家族手當制度を確立すること

之が爲家族負擔調整金庫制度(假稱)の創設等を考慮すること